（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○経済産業省令第六十号

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第十三号中「許可」の下に「又は登録」を、「許可書」の下に「又は登録書」を加える。

附　則

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。